

“たけし事件”に揺れた〈マスコミ〉と〈世論〉の動向

小林宏行

岡山理科大学助教授

(昭和62年9月30日 受理)

人気タレント・ビートたけしと、その軍団11人が講談社『フライデー』編集部に押しかけて乱闘、全員が警察署員に逮捕されたトラブルは、いささかオーバーにいうなら日本列島を揺さぶる“大事件”に発展。「報道と人権」「言論の自由とプライバシー」をめぐって、マスコミの対応もさまざまに反応、〈世論〉もめまぐるしく変わっていた。

とくに、マスコミ側の対応は、その報道姿勢に大きな開きを見せた。新聞界でも一般の日刊紙とスポーツ紙では取り上げ方に差があったし、週刊誌も新聞社系（週刊朝日、サンデー毎日など）と雑誌社系（週刊現代、週刊文春など）とでは、ニュアンスが異なった。まして、かせげるタレント・たけし人気に乗っているテレビ界と、写真週刊誌とはまっ向から対立した。

マスコミの足並みは乱れ、それぞれの立場に思惑もからんで微妙なくい違いを見せた。たけし番組を放映するテレビ会社は、すぐさま番組に大きなアナがあくだけに「なんとか出演させたい」という願望もあって、これまた日ごとにめまぐるしく変動した〈世論〉の動向に大きく左右されつづけた。

〈たけしの怒りと『フライデー』乱入〉

事件は昭和61年12月9日午前3時10分ごろ、ビートたけし(39)=本名・北野武=と「たけし軍団」の総勢12人が東京文京区音羽にある講談社の『FRIDAY』（以下フライデー）編集室に乱入。同編集部次長・風呂中斉氏ら編集部員5人と口論、かっとなつた12人は室内にあった雨傘や小型消火器をふり回し、急報でかけつけた大塚署員に全員が傷害、暴力行為の現行犯で逮捕された。風呂中氏ら5人はいずれも1ヵ月から1週間のけがを負った。12人の男がタクシー3台で乗りつけてから逮捕されるまで、わずか20分たらず、事件そのものはあっ氣ないものだった。

警察の調べに対し、たけしらは「(たけしの)女性問題にからむフライデー編集部の強引な取材に抗議するため同編集部を訪れたが、その応対が横柄だったので殴った」と自

供した。さらに「暴力を振るったのは悪かったが、それなりの理由がある」とつけ加えた。

抗議の対象となった問題の取材は、前日の8日午前11時ごろ、“たけしが親しくつきあっている女性”と週刊誌に書かれたことのある専門学校生A子さん(21)が、渋谷区内の学校から下校しようとしていたところを、『フライデー』と契約しているフリーの石垣利八郎記者がつかまえ、強引に取材したというものだった。同記者は、取材を拒否し、いやがって逃げるA子さんを追っかけ、右手首をつかみ駐車中の車に押しつけるなどして、腕などに2週間のけが（起訴状による）を負わせた。『フライデー』側は「腕に手をかけただけ」と反論している。これに怒ったたけしが「強引な取材をしていいのか。こっちへ来て話しあえ」と再三にわたって電話で迫ったが、相手が応じなかつたため押しかけていったのだった。

直接の引金は、この女性問題だったが、たけしには、それ以前から胸の中にくすぶり続けていた『フライデー』に対するうっばんが、たまりにたまっていたと思われる傍証がいくつかある。それは、たけしの妻と長女が、幼稚園の入園面接を受けている写真を“隠し取り”して掲載、これが原因で入園を断わられたと推測、自宅周辺にカメラマンが張りついていることなどもあり、かなりいらだっていたという。電話の対応の悪さもあって、日頃からうっ積していた怒りが、その夜いっぺんに吹き出したものとみられる。

〈講談社が相次ぎ声明文を発表〉

深夜、たけしらに押しかけられ、けが人まで出した講談社は、夜が明けマスコミ各社の取材が始まると同時に、午前10時10分、宮原照夫総務局長が記者会見し、次のような第1回目の声明文を発表した。

〈ビートたけし周辺について取材を継続中、12月9日午前3時すぎ、ビートたけしとたけし軍団の計10数人が不法に社屋に侵入し、応対に出たフライデー編集部員4人と記者1名に、いきなり殴る蹴るの暴行を加えた。〉

かれらは口々に「オレたちは刑務所へ行く覚悟でやっている」と叫んでいた。

9日8時現在、たけしらは大塚署に逮捕され取り調べ中であるが、言論・出版の自由を脅かすこのような暴挙に対して、断固たる態度で臨む所存である。

講談社編集総務局長 宮原照夫

同局長は、さらに同日午後1時30分、テレビ向けに2回目の声明文を読みあげたが、これは1回目の声明文とは、かなりニュアンスが変わっていた。

〈ビートたけしが「女性」への取材に関し、フライデー側が強引な取材をし、その抗議にきたといっているが、まず、9日午前3時すぎにたけしとたけし軍団が来たのは、編集部への不法な乱入のうえに、問答無用の暴行であった。話

し合う余地のまったくない突然の乱暴だった。

また「強引な取材」といっている点は、「女性」が大声をあげたため、近くの男性が誤解して本誌記者へ暴行したことはあるものの、取材を強要した事実はない。

今回のたけしの暴挙は、本誌がたけしの事務所側と話し合っている最中の出来事であり、たけし側から取材のルールを暴力で侵したものである。

講談社編集総務局長 宮原照夫

1回目の声明文でもっとも目立つのは「言論・出版の自由を脅かすような暴挙に対しても断固たる所存で臨む」というくだりだったが、2回目では消えてしまい、「取材のルールを暴力で侵したものである」という表現になっていることがあげられる。早朝のテレビ番組は、この1回目の声明文を流したし、新聞も同じく1回目の方を取りあげたところが多かったため、このくだりは、かなり問題化した。

たけしら12人は犯罪事実を認めて反省の態度を示し、逃亡の恐れもないところから、同日（9日）夕方、釈放された。

この日、注目をひく動きの一つに、後藤田正晴官房長官の発言が報じられた。夕刻、国会内で記者団の質問に答え「写真週刊誌の取材のやり方は行き過ぎもあり、ビート君の気持ちはよくわかる。かといって直接行動に及ぶのは許されることではない」と写真週刊誌の行き過ぎを批判するような口ぶりだった。記者団の質問に答えたものとはいえ、事件当日、すかさず政府首脳が「ビート君の気持ちはよくわかる」と発言したことは、タイミングのよさも考えあわせると、強くひっかかってくるものがある。

さらに翌10日、塩川正十郎文相も衆院文教委員会のやりとりの中で、同じような趣旨の発言をした。

「最近の週刊誌は商業主義に走りすぎており、刺激もかなり露骨だ。憲法で表現の自由が保障されているからといって、それが特権的なものと思ってはいけない。夜中に編集事務所を訪れて、暴力を振るうなどということは、民主主義社会では許されるものではない。（しかし）出版社は社会的に容認される限度内の取材をすべきだ」

〈世論は、まずたけし側に軍配〉

事件を伝えた各新聞には、さまざまな階層の人たちの談話がのった。新聞の論調が“写真週刊誌の取材の仕方に問題がありすぎる”という論調が強かつただけに、この日の紙面は、どちらかというと、写真週刊誌の行き過ぎ報道に焦点をあてたものが目立った。ほとんどの声が「暴力は感心しないが…」「…。ただし暴力に訴えたのはまずい」という“ただし書き”についているが「彼の怒る理由はよくわかる」と、たけし同情論が断然多かった。

識者の意見も、取材の行き過ぎに批判的だった。各紙にのった意見をいくつか拾い出してみると――

清水英夫青山学院大学教授（言論法）の話「写真雑誌をめぐるトラブルが続発しているなかで最近は“のぞかれる側になぐる権利を認めよ”といった主張もあり、今回のような事件は、いつか起きると思っていた。しかし、なぐるという暴力行為は、法の支配を否定することであり、こうした自主救済は基本的に認められない。こうした事態を招いたメディア側の責任も大きいが、だからといって、これを規制する法律を作るのはメディアの自殺であり、言論の自由を守る立場から避けなければならない。イギリスのプレス協議会、ワシントン・ポストのオンブズマンなど、諸外国にはメディアに対する苦情を公平、敏速に処理、仲裁する機関があり、日本でも仲裁・勧告権を持つ第三者も含めた審査機関の設立が急務だ」

作家藤本義一さんの話「当事者の話を聞かないとよくわからないが、フライデー側は、素人の娘さんのプライバシーを侵したようだし、たけし側は暴力に訴えており、どちらも容認できないね。売り言葉に買い言葉みたいなことがあったと思うし、大阪の飲み屋で毎晩起きている醉客のケンカと同じたぐいの話。当事者がたけしとフライデーというだけのことだ。あんまり大騒ぎしてほしくないね。しかし、写真雑誌というのは、死体を写すなど、確かに行き過ぎ。肖像権があいまいで、のぞき見趣味がこうじる中で生まれた時代のアダ花だから、自然に消えていくと思う」

（いずれも12月10日付、読売新聞朝刊から）

山本明同志社大学教授（コミュニケーション論）の話「写真雑誌は、写真と短い文章を、一体として見せるジャーナリズムとしては新しいタイプのもので、当初は政治の世界なども扱っており評価していたが、最近は各誌の競争がエスカレートし自制心を失っている。特に個人のプライバシーに関する部分でそれがひどい。果たしてこれがジャーナリズムの役割か疑わしい。これをきっかけに、出版社もタレントも“言論の自由の妨害”などタテマエだけを言うのではなく、新聞社や第三者を含めたチェック機関を設け、取材の方法や抗議の仕方を考え直すべきではないか。このままエスカレートすれば権力の介入を招くおそれもあり、それが一番怖いことだ」

（12月10日付毎日新聞朝刊）

週刊誌の内情に明るいマスコミ評論家、亀井淳さんの話「ビートたけしは最近、別居とか“愛人”の件で写真週刊誌や女性誌の標的となっていた。芸能人のプライバシーに踏み込む取材はあたかも“常識”的のように一部で行われているが、彼の場合は、子供までが取材の対象にされている。また、“愛人”的な取材で大学にまで張り込み、素人の女子大生を追うのも異常だろう。

詳しい状況はわからないが、昨年のショーケン（萩原健一）事件、ことしの巨人桑田投手事件と、写真取材に関する暴力トラブルが相次いでおり、こうした殴り込み的な抗議も芸能人の間では必ずしも冗談ではない話題となっていた。

言論機関に対する集団暴力は暗い時代の前触れで寒心にたえないが、写真週刊誌の場合、取材や報道自体が、暴力的人権侵害というケースも多く、相当の考え方しが迫られている」
(12月10日付朝日新聞朝刊)

また、女性問題で、フライデーに掲載された野球評論家でタレントの江本孟紀さんは「報道、言論の自由というが、現在の写真雑誌はプライバシーをのぞこうとするだけで、いわば暴力団的存在。今回の事件は暴力団事務所にシロウトが殴り込みをかけ、捕まつたという感じがする。僕は組織を持たないので、そこまでできなかつたが、たけしさんはよくやつたと思う」と語っている。
(12月10日付毎日新聞朝刊)

このように、「暴力はともかく悪い」「いやたけしはよくやつた」など是非論が多かつた中で、識者の何人かが「このままマスコミ取材がエスカレートしていくと権力介入を招く恐れもあり、それが一番怖い」という訴えは、後藤田発言や塩川文相の国会答弁など、すばやい政府側の対応とも考えあわせ、マスコミ界にとっては、非常に気になるところである。たしかに、行き過ぎた取材活動が個人の人権を次々と侵害していくようなことがまかり通ると、それに対する〈世論〉の反発はますます高まり、そのことで報道に対する規制が強化されるようになれば、結果的に“言論の自由”そのものが脅かされることになってくる。マスコミ界は、全体の問題として、このことをまず心にすべきであろう。〈報道の自由〉と〈人権〉、その接点をどこにおくか、良識あるモノサシは、まず報道側がみずから作っていくべきことである。

〈新聞の社説にもいっせいに“登場”〉

この“たけし事件”は、全国紙・地方紙を問わず、全国の各日刊新聞は社説でも取り上げた。表現に違いはあるが「写真週刊誌の取材には問題がある」と自省を求めている点では一致している。

毎日新聞（12月10日）カメラの暴力と言葉の暴力

朝日新聞（　　）暴力からは何も生まれない

読売新聞（12月11日）暴力はいけない、しかし…

サンケイ（　　）言論の自由などと言うな

山陽新聞（　　）暴力は許されぬ、だが…

中国新聞（　　）“たけし事件”的病根は深い

新聞ジャーナリズムは、雑誌ジャーナリズム（とくに写真週刊誌）に警告を発した形。

社説

暴力はいけない。しかし……

テレビの人気者が顔を隠し、目張りし

た中へ。集まつた女子中、高校生から「キャー」「だけし」という呼び声。

講談社の写真週刊誌「フライデー」編集部で傷害、暴力行為事件を起したビートたけしを殴り十二人。なんとも異様な報道放送だ。

一夜明け、テレビのアラン猿は「たけしの気持ちわかる」といつた出がボルテージを上げた。「暴力はいけない」とか平凡だが、大切な一点を前提にしたうえ、かならぬ国民が、恐るべ心の中では、こう感じたのではないか。

この事件の異様さ、背景の悪さしさがある。

事件の全体像については、今後の警察の調査を引き連れて、いわば押しつけたまゝの側に、人気者の思い上がりを感じられる

は事実。しかし、それにあゆむ、社会的に糾弾しなければならないのは、写真週刊誌の報道、取材のあり方であろう。

「のぞき」を売つものにする低俗さについて、私たちはこれまで厳しい自戒を促してきた。「読者のニーズ」の名のもとに有名

人の私行を暴きたて、写真を隠し撮りし、それを掲載する行為は、許せるものではない。

しかも、情報提供者と呼びかけて、「般に密告」をあおる煽情に走る、恐ひつい

ただ、と思つ。

今回の事件で、「フライデー」側が、警察に駆け込んだのは皮肉だったが、同社の幹部が「言論・出版の自由」をぶりかざして、たけし側を非難したのにお違和感を覚えた。

憲法に保障された「言論の自由」は、あくまで権力からの自由を前提にしていか

らである。

講談社をはじめ、いずれも伝統ある出版社が、程度の差はあるまいが似たような写真週刊誌を発行している状況は、私たちにとっても不幸と言わなければならぬ。實に国民のニーズにしたがふる確執がいる。それが各出版社に課せられた使命である。

(12月10日付読売新聞)

一は、ある程度、制限されるかも知れない。

しかし、その家族、知り合いの女性はいく普通の生活を営んでいる市町村である。盗み撮りのカメラや、強引、執拗な取材の前では、むしろ弱者である。

この対抗手段は、きわめて限られている。名前乗換などで訴訟を起すべきだというのも正論だろう(最近では同じ「フライデー」に作家・井上ひさし氏の「わざわざ女性」として盗み撮り写真を掲載された女性が、損害賠償請求訴訟を起こした)。

しかし、それが一般の人にとって、どんなにわざわざしないとか。写真が百数十万部に掲載、配布された事実は消えない。

日本雑誌協会は、雑誌配給規則を定めている。「雑誌は高い倫理水準を保たなければならぬ」「眞実を正確に伝えて記事採り上げられた者の名誉などになつたよくなつてはならない」。この文言が今は日々語られ、出版社がその原点を守ることを、強く求める。

つまり少なく、雑誌・書籍の出版は、本業、この時代を代表する貴重な「文化」事業である。

講談社をはじめ、いずれも伝統ある出版社が、程度の差はあるまいが似たような写真週刊誌を発行している状況は、私たちにとっても不幸と言わなければならぬ。實に国民のニーズにしたがふる確執がいる。それが各出版社に課せられた使命である。

朝日、読売はいずれも“暴力は許されない”とクギを刺した上で“のぞき”を売りものにする低俗さについて、私たちは、これまで厳しい自戒を促してきた。“読者のニーズ”的にもとに有名人の私行を暴きたて、写真を隠し撮りし、それを掲載する行為は、許せるものではない」(読売)

と強調、とくにサンケイ新聞は、講談社の「言論・出版の自由を脅かす、このような暴挙に対して断固たる態度で臨む所存である」という声明に対し、同じジャーナリズムの立場からの“腹立ち”を表明した。

「“自由”は“他人のプライバシー”をのぞく自由でもなければ“有名人のスキャンダルを暴く自由”でもない。検閲など権力からの自由であり、公的機関や公的人物、たとえば政党、政治家、公務員、それに最近の判例で巨大宗教団体のリーダーなどの行動を

取材したり、報道する自由を指す」と、『言論・出版の自由』を定義づけ、さらに、この行き過ぎ取材がもたらした“たけし事件”を「“もっけの幸い”として出版の自由に対する制約を政府、政治家が企てる」ことを危惧している。

これに対して、攻撃の矢面に立った写真週刊誌側は、それぞれの立場の違いをみせながら反発した。当事者である『フライデー』と、賛否両論も含めて写真週刊誌の擁護に動いたのが『FORCUS』(以下フォーカス)、『FLASH』(以下フラッシュ)、『EMMA』(以下エンマ)の3誌。残る1誌の『TOUCH』(以下タッチ)は、終始一貫、3誌とは一定の距離を保った。これは『タッチ』が創刊時から女性週刊誌、芸能誌の路線を歩んでいたこともあげられる。

一方、一般の週刊誌の方はきわだった違いを見せた。『週刊現代』『週刊文春』『週刊新潮』など出版社系は、写真週刊誌を発行している立場もあって、この問題にはあまりふれなかった。これに対し、新聞社系(『週刊朝日』『サンデー毎日』『週刊読売』『週刊サンケイ』)は、写真週刊誌のために雑誌全体の信用が落ちることへの不満ものぞかせ、行き過ぎ報道を批判する態度をみせている。

〈めまぐるしく変わった世論とテレビの対応〉

同じマスコミといっても、新聞とラジオでは、メディアの世界が違う。新聞はスポーツ誌も含め『フライデー』の行き過ぎを責め、同時にたけしの暴力行為も“許されざること”と報じたが、民放のテレビ各局にとって、たけしは“もっともゼニのかせげる”トップタレントである。彼の姿がブラウン管から消えるとなれば、その損失ははかり知れないものがある。彼が出演するレギュラー番組は夜のゴールデンアワーに目白押しに並んでいる。ラジオも含めると、毎週10数本にのぼるという大変な“寵児”である。そればかりでない。年の暮れが迫っていたこの時期は、年末年始の特別番組の収録撮りが始まろうとしていた。

“なんとかうまくこの場をかわして、たけしを出演させたい”というのが、偽わらざる本音であったろう。新聞の論調が、おおむね写真週刊誌に批判的だったこともあって、民放各局はテレビワイドショーなどで一斉に攻撃の火ぶたをきった。日頃から写真週刊誌に厳しい態度をとっている著名人をそろえキャンペーンをはった。局の中には「たけしはよくやった」「ボクには力がないのでようやらないが彼はえらい」というような発言がポンポン飛び出し“四十七士の討ち入りのような快挙だ”とたけしを“英雄視”するような、いささかマユをひそめざるを得ないようなものまであった。

ともかくこの時期〈世論〉はたけし側に軍配をあげる声の方が強かった。事実、新聞の投書でも、たけし支援のボルテージがあがった。

- ▽人権を無視する取材方法
- ▽写真誌の行為は個人の人権無視
- ▽暴露報道も一種の暴力
- ▽ペンの刃先を弱者に向けるな
- ▽言語、出版の自由とは
- ▽読者の側から抗議運動を

投書欄には、こんな見出しが多かった。もっとも、反対の意見もいくつかあった。

- ▽たけしの態度は絶対に許せない
- ▽素直に笑えぬたけしのギャグ
- ▽暴力団にひとしい行為

朝日新聞によると、事件後3日目の11日までに届いた投書は130通、このうち70%がヤング層で全員が写真週刊誌批判に傾いたものだった。これに対し、たけし批判は熟年以上に多く、またこの事件を機に言論統制が始まるのを恐れるという意見も20%近くあった。投書はさらにふえ、15日までに600通をこえたという。

いずれにせよ、民放各局は〈世論〉の動向を敏感にうかがったことであろう。大衆の反響をかぎとろうと必死であっただけに、〈世論〉がまずたけしに好意的と受け取ったのだろうか。関西では、テレビ朝日（瀬戸内海テレビ）が9日夜にたけしのレギュラー番組「たけしのスポーツ大将」を「これは11月4日に収録しました」という字幕を入れて放映したが、TBS（毎日テレビ、山陽テレビ）、日本テレビ（読売テレビ、西日本テレビ）、フジテレビ（関西テレビ、OHKテレビ）も、同じく録画日を説明しテロップを入れて放送する方針を打ち出した。“世論はわれに味方”と判断したのである。事実、「たけしの暴力行為は遺憾だが、たけし自身が反省しているうえ、視聴者の批判も少ない」（日本テレビ編集局）や、顧問弁護士の「麻薬やハレンチ罪とは背景が違う。テレビ局の年末年始編成上の都合もあり、1週間程度の謹慎で妥当だと思う」というような見解も新聞紙上にのった。

目の前がまっくらになっていた民放テレビ局のスタッフは、ともかく一応ホッとしたに違いない。このまま、なんとか正月番組へ向けゴーサインが出せるとひと安心したであろう。しかし、ことはそううまくははこばなかった。“味方”だと思っていた〈世論〉が反対の方向に動きはじめてくるのである。

録画撮りとはいえ、余りにも早いたけしのブラウン管登場に釈然としない視聴者も多かった。加えて、事件発生から6日目の15日夕、たけしは日本テレビのバラエティ番組の録画撮りを行ない、芸能活動を再開した。捜査当局の正式処分がまだ決まっていない時期である。この記事が新聞で報道されると「暴力事件を起こしながら復帰が早すぎる」

「なりふり構わぬ視聴率優先のテレビ局はおかしい」など、この辺りから〈世論〉は一転、たけし側に厳しい目を向けはじめた。朝日新聞も17日、「テレビも当事者ではないか」という社説を掲げた。

この辺りの〈世論〉の動向を、雑誌『創』編集長の篠田博之氏は、同誌2月号でくわしく分析、興味あるマスコミ各社の舞台裏を紹介している。このうち視聴者の反応のくだりを引用させていただくと――

日本テレビの視聴者センターにかかってきた電話は、13日までの集計では①たけしを出すなの“批判派”と②出演希望の“支持派”的比率が25件対54件。約1対2で支持派が優勢、特にワイドショーなどが一斉に写真週刊誌のプライバシー侵害を問題にした10日の場合、①8件②37件と圧倒的にたけし支持が多かった。それが14日夜8時から「天才・たけしの元気が出るテレビ」放送が始まると電話が殺到、対応しきれない事態となった。190本の電話が確認されたが、実際はもっと多数かかっている。実は、事件以前に収録したというテロップを冒頭でなく終了時に流したためもあり、この問い合わせに関するものが30件あり、あとは支持と抗議がちょうど80件ずつの半々だった。――という。

たけしが出ないと“なぜ出演させぬ”というファンが投書やら電話をかけるが、たけしが出演すれば今度は“けしからん”と別の声が怒りをぶちまける。一応の目安とってもこういう声が、すべての〈世論〉を代表しているとはいがたい。賛成意見というのは出てきにくいものである。かつての総理大臣が“声なき声”といったこともある。

〈世論〉については、たけしもおもしろい発言をしている。12月22日の記者会見で「どうせ世論ってのは大きい方につくから、マスコミが総出でオレを袋だたきにすれば、ファンもマスコミの方につくだろうなと思っていた」とたけし一流の“毒舌”調で語っている。

いずれにしても〈世論〉は硬化してきたと受け取ったのであろう。12月23日、フジテレビは突如記者会見を開いて、当分の間、たけし起用を見合わせると発表、出し抜かれた形となった民放各局も同じ方針を打ち出し、結局、正月番組は“たけし抜き”。その分、タモリや明石家さんまがてんてこまい、どのチャンネルをひねっても、この2人が顔を出すという番組が並んだのである。

〈3FETの写真5誌乱立でエスカレートした取材競争〉

この“たけし事件”は「起こるべきして起きた」という声も強い。昨年（昭和61年）秋の相次ぐ写真週刊誌の誕生で過激な取材合戦はますますエスカレートしていった。この経過をまとめてみると――

「フォーカスしちゃう」という流行語を生み出した写真週刊誌の創刊は、昭和56年10

月に発刊された新潮社の『フォーカス』に端を発した。値段の安さと、文章を思いきって短くし、逆に写真を大きく扱い視覚でアピールするという編集は、従来の週刊誌にはない新鮮なアイデア商法だった。“のぞき趣味”を正々堂々と売り物にしたチャレンジ精神は、読者の好奇心を誘った。活字離れの若いフィーリング世代に受けた。発行部数はうなぎのぼりに増え、160万部という驚異的な売上げを記録。3年後に名乗りをあげた『フライデー』も、これまた100万の大台を突破。「FF現象」と呼ばれるほどの衝撃的なブームを巻き起こした。若者や女性は、この雑誌を手にしていると“かっこいい”“ナウい”ともてはやされた。

ファッションとして若者、女性たちの間に定着したのである。コミック世代、テレビ世代といわれる若者たちのニーズは、すべての面でビジュアルなものを追求する。こんな読者の欲求にぴったりとフィットしたのだった。電車や列車の中で一番手にする雑誌とまでいわれた。

しかし、昨年（昭和61年）秋、様相はガラリー一変する。いっきょに3誌が参入した。『エンマ』『タッチ』『フラッシュ』が次々と登場してくる。2誌がいっぺんに5誌となつた。“FF時代”から“3FET”的戦国時代に突入した。

昭和56年10月創刊	FORCUS	新潮社	140万
昭和59年11月 "	FRIDAY	講談社	170万
昭和61年9月 "	EMMA	文芸春秋	65万
昭和61年10月 "	TOUCH	小学館	70万
昭和61年11月 "	FLASH	光文社	80万

(末尾の数字は発行部数=62年ABC調査)

“当たる”となると、すぐさま同種の企画が乱立するのは、なにも出版界ばかりのことではないが、これらの5誌の発行元が、いずれも日本を代表する出版社であるのも興味深い。

当然、激烈なスクープ合戦は、のぞき見志向を強めていった。“おもしろい写真”で勝負するのではなく、芸能人の私生活を“盗み撮り”した写真が“目玉”になっていく。さらに芸能人、著名人ばかりでなく、“個人”にまでレンズが向かっていった。トラブルは一段と増えた。巨人軍の桑田投手、俳優の萩原健一らと取材記者とのトラブルが続発した。心ある読者の“ひんしゅく”をかうケースが増えた。

とくに、作家井上ひさし氏の「噂の女性」として『フライデー』が、この女性の強い申入れを無視して掲載したケースは、法務省東京法務局が昭和61年10月21日、発行元の

講談社に対し「本人が肖像権で名誉権の侵害にあたると強く抗議したにも拘らず掲載したのは、みだりに容貌・姿勢を公開されない自由を侵害するもので、人権擁護の観点から到底看過できない。再びかかるこの生じないよう特段の配慮をされたい」との勧告を行った。

新聞報道によると、料理研究家のこの女性は、『フライデー』が隠し撮りした写真をのせると通告してきたため、東京法務局人権擁護部に救済を申し立て、さらに、弁護士をたてて「絶対に掲載しないよう」申し入れたが聞きいれられず、法務局も同誌側から事情聴取をしたが、結局、問題の写真を掲載したため、人権侵犯に当たるとして勧告措置をとったというものだった。

『フライデー』は先行の『フォーカス』を追い抜いて写真週刊誌のトップの座に躍り出たという気負いもあったと思われるが、芸能人でない単なる市井の人間である“私人”をターゲットにすることは絶対に許されない行為である。

〈日本におけるプライバシー“確立”〉

写真週刊誌に限らず、マスコミ全体の行き過ぎ報道に対する〈世論〉の風当たりも厳しくなってきている。新聞記事をめぐっての裁判もかなり増えている。“プライバシー侵害”という言葉が、しばしば登場してくるようになった。プライバシーは憲法上の権利である、人権であるという認識もわれわれ国民の間で定着してきた。しかし、日本国憲法の条文どこを探しても「プライバシー」という言葉は見当たらない。

今までこそ、日常語として使われている、この言葉が一躍、流行語となったのは昭和30年代の後半のことである。三島由紀夫氏の小説『宴のあと』をめぐり、モデルとなつた元外務大臣の有田八郎氏が、昭和36年3月東京地裁に「プライバシーの侵害である」と三島氏と出版元の新潮社社長ら3人を相手に、損害賠償（100万円）と謝罪広告を求める訴えを起こした。

原告の有田氏は

「憲法13条は“個人の尊重と自由、幸福を求める権利”を保障している。これはすべての国民が『ひとりでいる権利』『私生活を不当に公表されない、のぞき見されない権利』（つまりプライバシーの権利）をもっているとみるべきだ。小説『宴のあと』のモデルに使われてこの権利を侵害され、精神的に大きな苦痛を受けた」

と訴えた。これに対して被告の三島氏らは

「有田氏の経歴や公的立場はすでに世間で周知の事実である。小説はこれらの秘密でない事実を骨格として、作者のイメージによって書かれ、有田氏がプライバシーの権利を放棄した部分といえる。モデルは文学作品のなかの人間像で

あって、芸術評価の高い作品なら憲法21条の“言論、表現の自由”の保障があり、この保障はプライバシーの権利より優先する」

と反論した。裁判は11回の弁論を開いたあと、昭和39年9月28日、石田裁判長は

「この小説は事実とフィクションとの境界を判別できず、原告のプライバシーを侵害したものと認められる。被告は80万円の慰謝料を払え」

と原告側の主張を全面的に認める判決をいい渡した。(謝罪広告の分についての請求は棄却)

この“プライバシーの権利”はアメリカでは19世紀に提唱された。いまでは、全米50州の大半にプライバシーに関する制定法か、もしくは判例が確立されている。わが国では、この東京地裁判決が初めて法的に確認したわけで、裁判史に新分野を開拓した画期的な判決として大きくクローズアップされた。

ただし、三島氏側は、この判決を不服として東京高裁に上告したが、係争中に有田氏が死去したため、昭和41年、両者の間で和解が成立した。

判決では、プライバシー侵害が認められる要件として、公開された内容が

- ①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受けとられるおそれ
- ②一般人の感受性を基準にして公開を欲しないであろうこと
- ③一般の人にはまだ知られていない事柄であること
- ④公開によって不快・不安の念を覚えたこと

を要件として示している。一口でいうなら「私事、私生活を他人に知られたくない権利」「私生活をみだりに公開されない権利」である。

ただ、この権利は、どうしても言論の自由、報道の自由とぶつかりあう。

憲法13条の個人の自由、幸福を追求する権利

憲法21条の言論、表現の自由の保障

とからみあわせ、その限界はたしかにむずかしい。これまで何回となく、さまざまな議論が関係者の中で繰り返されている。

◀政治家の愛人問題などスキャンダラスなケースについても、政治には高度なモラルが要求されるので、反道徳的な行為は政治家としての評価を低からしめる事実として公表すべきである。

◀芸能人のプライバシーは、マスコミと持ちつ持たれつの関係にある場合があり、落ち目の芸能人の中には意識的にスキャンダルを流してくる場合がある。

——など、プライバシーの保護は及ばないという意見も強かった。米国の次期大統領候補として下馬評の高かった上院議員が、つい最近、女性問題をマスコミにすっぱ抜かれ、大統領選の立候補をあきらめたというニュースも伝わってきている。

ただし、最近の風潮は、つねに“見られる”のが商売のタレントでも“見られたくない”プライバシーはあるという意見が強い。具体的なケースになると、実際のところズバリいいきることは、困難なことである。

プライバシーの先進国アメリカでも、具体的な内容は、いまだ明らかでない。しかし、アメリカの裁判所が、これまでプライバシーの侵害を理由として不法行為による損害賠償を認めたケースを整理すると4つの類型のいずれかに該当することが明らかになったという。（『新聞研究』'87/8「プライバシーの権利と、その憲法上の地位」奈良女子大学・平松毅教授）

平松教授によると、その4つのタイプは次のようなもので、これは現在、アメリカ人がプライバシーの侵害と考える内容でもあり、幾つかの州の憲法や州法でも、これがプライバシーの概念を定義するよりどころとなっている。

①個人がひとりであることに対する干渉（例えば、Jacqueline Kennedy Onassis 夫人が、Galella という写真家に付きまとわれたため、プライバシー侵害で訴えた。裁判所は、Galella に対し、たとえニューヨーク市内であっても、Onassis 夫人と2人の子供たちに25フィート以上近づかないように命じたのがその例である）。

②個人に関する人に知られたくない私的な事実を公開されること（例えば、通常の上品な生活を送っている婦人が以前に売春婦であったという事実、あるいは新生児が奇形児であることを両親の同意なくして発表することなど）。

③公衆に個人に対する誤った印象を与えること（例えば、公園で男女が抱擁している場面を写真に撮り、それに「不倫」というタイトルを付したりするなど）。

④利益を得るために、他人の名前や肖像を利用すること（例えば、チャリティーショーだというので、無料で出演したところ、そうでなかったという場合である）。

これらの侵害に対しては、個人は、プライバシーの侵害を理由として不法行為による損害賠償を請求することができた。——という。

報道の自由とプライバシーというのは、しばしば真正面からぶつかりあうものである。個人の利益、人権を守りながら報道するというのは、口では易しいが、現実となると大変困難なことである。新聞は社会の公器として矛盾する2つの使命をもっている。1つは事実ができるだけ早く読者に知らせる。もう1つは報道はあくまで正確でなければならぬ——という姿勢である。新聞は昭和43年12月に東京府中市で現金輸送車から3億円が奪われた事件で、別件逮捕された人物を犯人ときめつけ、経歴から家族のことまで大報道するという大失敗を演じたことがある。当時、新聞社の整理部でこの事件を扱った筆者も、その1人。この事件は自分にとっても終生忘れない心に痛手が残り、報道と人権のむずかしさを反省させられた事件でもあった。「新聞人は慎重の上にも慎重であ

れ」。まったく無関係なのに、突如まるで犯人のごとく扱われたご本人の無念さを思う時、マスコミ人は、人権については配慮の上に配慮をかさねることを絶対に忘れてはならない。これは自分の反省を込めての“提言”でもある。

ただし、人権、人権と憶病になりすぎ、悪の追及にたじろぐようなことがあってはならない。法の網をたくみにくぐりぬけ悪をむさぼる不正に対しても断乎、立ち向かう姿勢は絶対に忘れてはならないことである。青山学院大学の清水英夫教授は『新聞研究』396号（'84・7）で「マスコミの自浄能力と人権」と題し「法律にふれないかぎり何をやってもいい、というのは間違っているが、法律にふれることは一切慎しむ、というのも、ときにジャーナリズムの使命放棄につながるであろう」と述べておられる。含蓄のある指摘である。同教授は文中さらに「今日のジャーナリズムが同時に営利事業であることは、間違いないし、国営や公営の事業にない長所のあることも疑いない。しかし、それはむしろ営利事業だからでなく、私的（民間）事業だからである。公権力に対し、最大限の自由を主張できるのも、それが私人の言論活動であるからにはかならない」という分析も本質をついている。

報道や人権の限界をどう見きわめるか“マスコミの自浄能力と人権”その判断はマスコミ各社の“見識”である。マスコミ倫理懇でも「人権と報道」のテーマはことあるごとにさまざまな角度から検討が加えられ、複雑、多様化する社会状況の中でのマスコミのあり方を模索している。文化人グループなど外部からのマスコミへのアピールもふえている。

先頃、「F・F・E現象を考える法律の会」が東京弁護士会の弁護士などで結成され、今年2月にまとめられた作家・俳優・歌手ら著名人を対象とした「写真週刊誌によるプライバシー侵害に関するアンケート調査」によると、回答者の3割が「写真週刊誌によって被害を受けた」と答えている。その内容は△家族関係がまずくなった△精神的に大きな苦痛を受けた△仕事で不利益をこうむった——など深刻な訴えが目立った。同時に意見として

▼プライバシーを売る芸能界ではありますが、人間生活、幸福まで売るとはいっていません。

▼このままでは国からの報道・言論の統制へつながっていくようで危機感を感じる。などのほか「殺意を覚えた」「不売運動を起こそう」など強硬なアピールもあった。

〈たけし衝撃波！『エンマ』廃刊〉

『フライデー』をめぐるたけし事件は、老若男女、日本列島の茶の間を搖さぶる大騒ぎとなつたが、この事件は外国のマスコミも取りあげた。12月10日付朝日新聞によると

「この日、外国通信社のオフィスでも、タイプライターの音が忙しく響いた。「トーキョー発9日＝A P」は「12人の怒れるタレントたちが火曜日、雨ガサと消火器で武装して、日本の5大スキャンダル雑誌の1社の編集室に、未明の襲撃をかけた。プライバシーの権利を守るために」

このたけし衝撃波の余波をもろに受けたのが、ほかならぬ写真週刊誌だったというのもいささか皮肉である。5誌のうちの1誌が突如廃刊した。昭和62年4月15日、新聞各紙は『エンマ』の廃刊を大きく報じた。「写真週刊誌の一角“落城”」「ブーム冷え売れ行き半減」「世論の風圧の中 亂立、トラブル、読者離れ」など、社会的な事件として取りあげた。昭和60年6月、FFの後を追って隔週刊の形で発刊した『エンマ』は、その年、豊田商事の永野会長の惨殺、死者520人を出した日航ジャンボ機の墜落など大事件の続発と重なって部数をのばして、週刊化に踏みきった直後、“たけし事件”という強烈パンチで出鼻をくじかれた。5誌乱立て“かけり”がみえはじめたところへ“たけし事件”が追い討ちをかけた形となつたが、その根底には、これまで大量発行を支えていた女性や若者の読者が離れていったことも大きい。一時はファッショントリートもてはやされたが、若い世代は、スキャンダルやプライバシーを暴くことには本質的に嫌悪感をもっている。

「のぞき趣味はダサイことだ」と思っている。かっこ悪いことだという認識がある。もはや小脇にはさんで持ち歩く“アクセサリー”ではなくなつた。電車の中で開くのは恥ずかしいと思うようになってしまった。

乱立によって各誌の個性が希薄となったことも衰退に拍車をかけた。印刷部数80万、完売80%の目標をかけた『エンマ』は、ほとんどこのラインを維持できず、ズルズルと後退、号によつては25万部ぐらいまで落ちたものもあったという。廃刊決定は部数減が足をひっぱつたが、それだけではなく、“行き過ぎ報道から手を引く”というトップ首脳陣の“決断”だったという声もある。“風雲たけし城”ならぬ“風雲3F E T城”的一角落城は、移り気な〈世論〉から見放された写真週刊誌の“たそがれ”となつた。

〈マスコミの自浄能力に期待〉

“たけし事件”は、結局、ケンカ両成敗の形で、双方ともに起訴され、たけしには、昭和62年6月10日「懲役6月、執行猶予2年（求刑：懲役6月）」の有罪判決がいい渡された。“厳しい判決”を見る向きもあるが、まず妥当な線。彼は早くもブラウン管にカムバック。毒舌の方は、いささか引っ込み、たけしらしさに欠ける感じもするが、大きなウズを巻き起こしたこの事件も、まずは一件落着した。

今、もう一度、この事件を振り返つてみると、事件直後に「言論、出版の自由を脅か

すこのような暴挙」との声明文を出した『フライデー』の姿勢には、やはり納得しがたいものがある。かつてマスコミの世界にいた1人として、この強弁には怒りを禁じ得ない。「言論の自由」「報道の自由」というのは、やはり強大なもの、或いは権力に立ち向かっているべきものであって、取材をいやがる無名の女性を狙いうちにし、またタレント本人ならともかく、その妻子までを取材の“標的”に追い回すことは許されない。「写されない自由」「写すことを拒否する自由」はなにをおいても存在する。

ただし、だからといって「しつこい取材に耐えかねたたけしの気持ちはよくわかる。よくやった」といういい方にも強い反発を感じる。まして、たけしが浅野内匠頭か大石内蔵助なのか、よくわからないが、「これは快挙、討ち入りだ」ともてはやす風潮は、ギャグとはいえ、恐ろしさを感じる。こんな時代背景が、その後につづいた朝日新聞阪神支局襲撃事件、広大学部長刺殺事件をひきおこしたのではないかという思いもする。たけしのギャグは、たしかに時代を先取りした新鮮さを感じることもある。センスのすばらしさは抜群である。ただし、大部分は出演者を小馬鹿にし、その人たちを傷つけて笑いのタネにする思いあがりが目につき心から笑えない。それは、むしろ“いじめ”的である。写真週刊誌の取材を怒るなら、自分のギャグで傷つく者の痛みもわかるべきである。

まして抗議の手段として集団の暴力に訴え、殴る蹴るなど乱暴の限りをつくしたやり方は、どんなに説明されても納得しがたいものがある。なんといっても手段が悪い。写真週刊誌のやり方が気にくわないのなら、たけし軍団の全員にカメラを持たせ、写真週間誌の編集長を追い回しその周辺を四六時中、徹底的にマークしたらどうだろう。どこへ行っても“のぞかれ”ている苦痛、まして家族にまで及ぶことの痛さを、相手に味わってもらい、反省を促すというやり方はどんなものだったか。これこそ、たけし流ギャグと笑えるような“討ち入り”だったかも知れない。

いずれにしても、“たけし事件”的幕はおりた。現状ではマスコミによるプライバシー侵害を防ぐキメ手となるような手だてではない。それには、すでに海外では実現しているメディアに対する苦情を処理、仲裁する民間の第三者機関設立の早期検討も重要課題であろう。

しかし、なんといっても、その前にマスコミ界の自浄、自律がほしい。言論界がみずから毅然とした姿勢を読者の前にはっきりと示してほしい。それと同時に“のぞき趣味”をあおる写真週刊誌、言葉の暴力で視聴者をさせぐコメディアンたち、また、そんなくだらないものに笑いころげるわれわれ自身の反省。こんなゆがんだ社会の風潮を真剣に考え直すことが、いまもっとも大切なことではなかろうか。

引用文献

- 「たけし事件 怒りと響き」監修・筑紫哲也 太田出版社
- 「日本のジャーナリズム」内川芳美、新井直之 有斐閣選書
- 「新聞の整理と編集」三樹精吉 現代ジャーナリズム出版会
- 「新聞研究」'84年7月号 特集“マスコミと人種” 日本新聞協会
- 「新聞研究」'87年8月号 特集“プライバシーの諸相” 日本新聞協会
- 「創」 1987・6 特集 “いま報道のあり方を考える” 創出版
- 「書かれる立場書く立場」 読売新聞社
- 「新聞のわび状」 諸岡達一 毎日新聞社

**The trend of masscommunication and public awareness is shaken
by the Beat Takeshi Incident**

Hiroyuki KOBAYASHI

*Faculty of Liberal Arts and Science,
Okayama University of Science,
Ridai-cho 1-1, Okayama, 700, JAPAN*

(Received September 30,1987)

Beat Takeshi, the popular public entertainer, along with his eleven troupe, charged into the editorial office of the weekly photo magazine "Friday", where they proceeded to physically attack five members of the staff. Subsequently they were arrested. This incident became a major focal point for the media and the population throughout Japan.

The print and televised media which reported on the incident were polarized into two camps. One decided the excessive coverage of the event, while the other strongly criticized the excessive use of violence used by Beat Takeshi and his troupe. As for the public, they almost daily switched sides on the issue.

I would like to think of the probem, "Report and human right" and "Freedom of speech and privacy" by following up the progress and the trend of public awarenss toward the "Takeshi Incident".